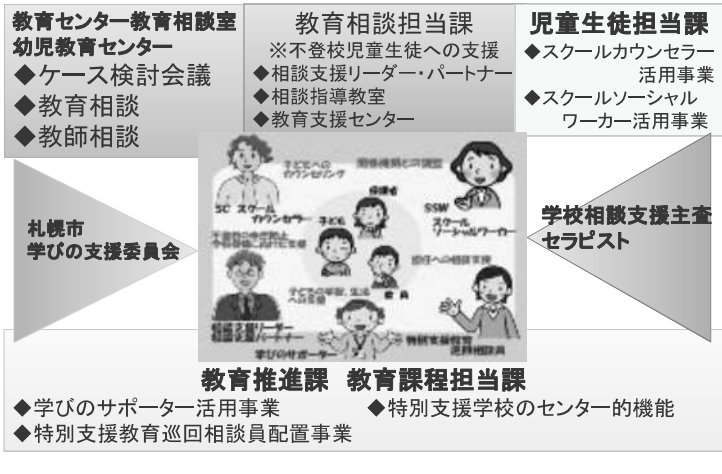


札幌市の特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組み

教育委員会では、これまで特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組みを構築してきました。支援に当たっては、例えば子どもの不登校や問題行動の背景として、発達障がいなどが起因となるケースも見られることから、必要に応じて、関係課の担当と連携を図りながら効果的な対応を検討し、支援の充実を進めてきました。

札幌市の特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組み



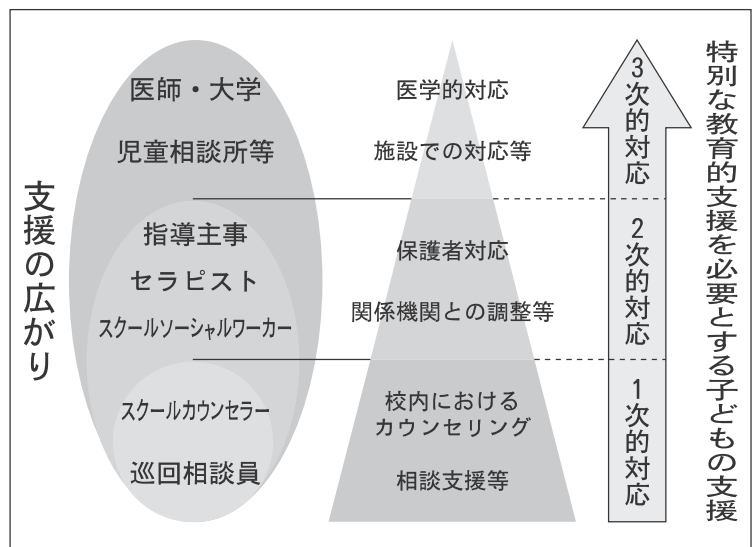
特別な教育的支援を必要とする子どもの支援に向けて、特別支援教育コーディネーター等への相談支援を行う「特別支援教育巡回相談員」、子どもへのカウンセリング等を行う心理の専門家である「スクールカウンセラー」、家庭環境などに福祉的な側面から働きかけ、問題解決を図る「スクールソーシャルワーカー」、直接、困りのある子どもへの学習や生活上の支援を行う「学びのサポーター」、不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対する支援を行う「相談支援リーダーや相談支援パートナー」等の役割を十分理解して、効果的に活用することが特別な教育的支援の必要な子どもに対する支援の充実につながります。

特別な教育的支援を必要とする子どもの支援については、まずは校内において、校内学びの支援委員会が中心となり、スクールカウンセラーや巡回相談員などを活用して子どもの困りについて把握し、支援へとつなげます。これを1次的な対応と考えることができます。

次に、子どもによっては巡回相談員だけでは子どもの見立てが困難な場合や、保護者のニーズを踏まえた対応、関係機関との連携の調整が必要なケースなどがあり、これを2次的な対応と考えることができます。これらのケースでは、学校担当指導主事やセラピストが学校を訪問して対応することや、スクールソーシャルワーカー（SSW）を要請し、関係機関との連携の調整を図るなどして、支援を行うことが考えられます。

さらに子どもによっては、病院や大学、児童相談所等、関係機関が直接携わらなくてはならないケースが想定され、これを3次的な対応と考えることができます。

ケースの数としては、上に行くほど、少なくなることが想定されますが、関係性という点では、学校から、教育委員会、そして、福祉や医療を含めた対応と上に行くほど、広がりを見せると言うことができます。



特別支援教育巡回相談員

特別支援教育巡回相談員は、各校の特別支援教育コーディネーター等を支援し、特別な教育的支援を必要とする子どもの困りの把握や支援内容の検討、それに基づく個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や見直しなどをサポートします。

特別支援教育巡回相談員の具体的な役割

- 授業場面や休み時間等の行動観察や担任、担当の先生からの聞き取りなどを通して、対象となる子どもの困りを把握します。
- 困りを把握した子どもへの適切な教育的対応や、障がいのある子どもの実態を踏まえた「合理的配慮」についての相談、検討を行うとともに、効果的な教育的支援を行うために個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を支援します。
- 必要に応じて、教育センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、保護者対応についての相談やケース検討会議の開催等、学校だけでは対応が困難な事例へのサポートを行います。
- 必要に応じて、資料提供や研修支援、校内学びの支援委員会への出席など、各校の特別支援教育推進をサポートします。

巡回相談員の訪問には、必要に応じて、特別支援教育担当指導主事やセラピスト等が同行します。

〈巡回相談員に関する問合せ先〉
特別支援教育巡回相談員室

205-3072

または

教育課程担当課（特別支援教育担当）

211-3891

Q：個別の教育支援計画等を巡回相談員が作成してくれるということですか？

A：個別の教育支援計画等は、各学校の校内学びの支援委員会が中心になって作成します。巡回相談員は、個別の教育支援計画等の作成や見直しのお手伝いをします。

Q：作成や見直しとは、どのようなサポートをしてくれるのですか？

A：個別の教育支援計画等に記載するため、例えば子どもの見立てを一緒に考えたり、見立てに基づいた具体的な支援（手だて）、見直しに伴う評価などを一緒に考えたりします。

学びのサポーター

学びのサポーターは、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活上必要とする支援を行います。

学びのサポーターの活動内容

学びのサポーターは、校長の指揮監督のもと、教員の補助として以下の活動を行います。

- 対象となる子どもの学習活動における支援を行います。
- 対象となる子どもの学校生活における日常生活動作の介助を行います。
- その他、事業の目的に沿って、校長が必要と認める教育活動への支援を行います。

■介助アシスタント制度について

介助アシスタント制度は、肢体不自由があり、日常的に支援を必要とする児童生徒に対して、食事や移動の介助などを行います。

在籍については、通常の学級、特別支援学級を問いません。

〈学びのサポーターに関する問合せ先〉
教育推進課学びの支援係

211-3851

学びのサポーターが円滑に子どもへの支援を行い、効果的なものとなるためにはその子にどんな困りがあり、その困りを解消するためには、どんな目標をもって、誰がどのように支援していくかを明確にすることが大切です。

そのために、例えば、特別支援教育巡回相談員に子どもの困りについての見立てや、個別の指導計画の作成について支援を依頼するなど、連動して活用することが効果的です。

スクールカウンセラー (SC)

スクールカウンセラーは学校における教育相談体制の充実を図るため、子どもや保護者への教育相談はもとより、子どもへの関わり方等について教職員等へ助言します。

スクールカウンセラーの業務

- 子どもへのカウンセリングを行います。
- カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言、援助を行います。
- 緊急時の心理的サポートを行います。
- 関係機関との連携を行います。
- 心理的教育プログラム（研修会での講演等）を行います。

〈SC、SSWに関する問合せ先〉
児童生徒担当課

211-3861

スクールソーシャルワーカー (SSW)

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する知識に加えて、教育分野の専門的な知識や経験を用いて、他職種や他機関との連携や協働した取組を促進することにより、学校が継続的に関係機関と連携しながら、様々な課題に対応できる学校体制づくりを支援します。

スクールソーシャルワーカーの支援内容

- 問題を抱える子どもがおかれた様々な環境の問題への働きかけを行います。
- 福祉機関等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連絡・調整を行います。
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援を行います。
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供を行います。
- 教職員への研修活動等を支援します。

相談支援リーダー・相談支援パートナー (リーダー…小学校10名、パートナー…全中学校・中等教育学校)

相談支援リーダー・パートナーは、子どもの不登校状況の改善を図るため、不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対し、学校の方針や計画に基づき、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

相談支援リーダーの業務

- 配置校における不登校や不登校の心配のある児童や家庭に対し、状況の改善を図るための支援を行います。
- 担当の中学校や中等教育学校への巡回訪問を行い、相談支援パートナーに対し、子どもへの関わり方等について指導・助言を行います。

相談支援パートナーの活動内容

- 主に登校しても教室に入ることができない生徒に対し、別室での学習支援や面談等を行います。
- 不登校や不登校の心配のある生徒や家庭に対し、教職員と協力しながら家庭訪問等を行い登校を働きかけることもあります。

〈相談支援リーダー・パートナーに関する問合せ先〉
教育相談担当課

671-3249

園・学校間連携

幼稚園・認定こども園や保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校などの園や学校間の接続や学校卒業後の進路先との連携や引継ぎを、より一層充実させていくことが必要です。

「個別の教育支援計画」などを有効に活用して、特別な教育的支援の必要な子どもに対して、長期的な見直しをもって一貫した支援ができるようにしていくことが大切です。

幼稚園・認定こども園や保育所と小学校との連携

- 保護者の了解を得た上で、幼稚園・認定こども園や保育所における子どもの活動の様子を観察したり、小学校入学後に幼稚園・認定こども園、保育所の職員の参観などを行ったりします。
- 児童発達支援事業所などに通う子どもについては、職員との情報交換を行い、子どもの発達の状況や配慮事項などについて、入学前から確認しておきます。



支援を必要とする子どもたちの保育の様子などを小学校へ伝えることができ、学級編成や子ども理解の上で有効であったことや、保護者も安心して小学校の入学を迎えられたという成果が上げられています。

(各区幼保小連携推進協議会における「幼・保・小連絡会」について)

幼稚園・認定こども園・保育所に在籍する幼児が、小学校に円滑に就学できるよう、区ごとに幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携体制の整備を図ることを目的として実施しています。

(連絡会の内容について)

小学校入学に際し、引継が必要で保護者の了解を得た市内の幼稚園・認定こども園・保育所に在籍する幼児の支援内容等について、教員及び保育士等と就学先の小学校の担当で引継を行っています。

(連絡会の実施について)

各区幼保小連携推進協議会の中で行います。

- ◎このような機会だけで終わることなく、特別支援教育コーディネーター間で子どもの配慮事項などについて連絡を取り合うなど、継続した連携を図っていくことが大切です！

小・中学校間や中・高等学校間の連携

- 在学中から学校における生活や学習の様子を特別支援教育コーディネーター間で情報交換したり、必要に応じて参観したりすることが入学後の対応にとって有効になります。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、指導の一貫性を保つことが必要です。
- 高等学校への進学の際は、入学試験時における特別な配慮が必要となる場合があります。その場合、中学校で行っている配慮等を高等学校へ伝えると共に、生徒本人・保護者の要望として、学力検査時や面接時はもとより、入学後の学校生活における事柄も具体的に伝えることが大切です。
- 高等学校への情報が不足しがちになることがあります。その要因として、入学試験に影響が出るのではないかと懸念が考えられますが、情報の提供は不利益ではなく、不利益を解消するためのものであることを、保護者にも十分理解いただくことが必要です。

福祉との連携

それぞれの機関が役割を果たしながら、共通認識のもと、支援を行うことが重要であり、より一層緊密な連携を図っていただく必要があります。

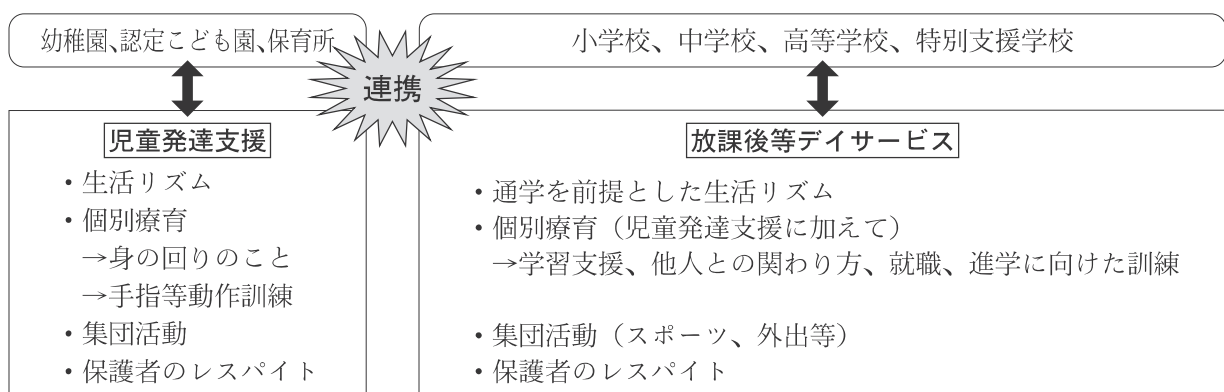
「教育と福祉の連携について」（平成28年3月15日付け学校教育部長他通知）

障害児通所支援事業所（児童発達支援事業・放課後等デイサービス）

発達に心配のある子どもと家族を支える、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の一つです。「児童発達支援事業」は就学前の子ども、「放課後等デイサービス」は小学生から高校生が利用できます。

各事業所では、個別支援計画に基づいて発達支援を行っています。より一層緊密な連携を図り、共通認識のもとで、教育と福祉それぞれが役割を果たしながら支援を行うことが大切です。

（この事業を利用するには『通所支援受給者証』の取得が必要です）



■保育所等訪問支援について

事業の概要 保育所又は小学校等に通う障がいのある子どもが、集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児通所支援事業所の指導員等が保育所等を訪問し、障がいのある子ども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援を行うものです。

訪問支援員 障がいのある子どもに関する知識及び経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理指導担当職員等

訪問先施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等

事業の概要 ①障がいのある子ども本人に対する集団生活適応のための必要な訓練等
②訪問先施設の職員に対する支援方法等に関する情報共有や助言等

※授業の補助や介助業務は支援内容には含まれません。

障害児（者）相談支援事業所

通所支援事業所に通所する場合など、「利用計画」を作成するほか、関係機関の支援者会議等をコーディネートします。また、成人した場合も、障害者総合支援法に基づくサービス利用計画の作成を担うことができ、長期間にわたり支援に関わることが可能な相談機関です。

事業所名等は札幌市のホームページで確認することができます。

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉・介護>障がいのある方へ>事業者指定>9. 指定事業者一覧

※福祉との連携に関する問い合わせ先

札幌市教育委員会教育課程担当課（211-3891） 保健福祉局障がい福祉課（211-2938）

7 特別支援教育の理解啓発について

特別支援教育の推進に当たっては、障がいのある子どもの保護者はもとより、障がいのない子どもの保護者の理解と協力が不可欠です。保護者全体の理解啓発を進めながら、学校全体として支援に対する理解が得られるように、子どもや保護者、地域に対して、学校がどのような支援を行っているかなどについて、説明や情報提供を行うことが大切です。

各学校における取組の例

学校だより、ホームページ等による広報

- 学校として取り組んでいる「校内学びの支援委員会」の活動についてお知らせする（校内支援、地域学習支援）。
- 困りのある子どもを支える特別支援教育巡回相談員や学びのサポーター、スクールカウンセラーなどの役割や担当者名をお知らせする。
- 学校の特別支援教育に関わる相談の窓口として、特別支援教育コーディネーターの役割や担当者名などを知らせる。

【例】今年度の特別支援教育コーディネーターは〇〇〇〇です。特別支援教育コーディネーターは、お子さんのことで心配なことがある保護者の方のお話を伺うことも大切な役割の一つです。何かお子さんのことで相談したいことがありましたら、特別支援教育コーディネーターの〇〇〇〇まで、どうぞお気軽に声をかけてください（学校電話〇〇〇-〇〇〇〇）。

P T A等との連携

- 教育講演会の開催
- 家庭教育学級の講演会として開催
- 地域の小学校数校合同でP T Aの研修会を開催
- P T Aの広報誌を通じて、特別支援教育に関わる情報提供

特別な教育的支援を必要とする子どもが在籍している学級での取組の例

子どもの行動面の問題等から、子どもや保護者が孤立してしまう場合があります。学校や周囲の保護者に対して、特別な教育的支援や診断名等について話すことや、クラスの子どもたちはどう説明するかは難しい問題ですが、適切に伝えることで周囲の誤解を解き、周りの子どもや保護者の理解の下で適切な対応を行うきっかけとなる場合もあります。

- 学級懇談会において、相談機関の専門家などから保護者に対して、子どもが困っていることの背景と基本的な対応方針の説明を行い、周囲の理解と配慮について学ぶ場を設ける。
- 学級活動において、専門家の協力を得ながら、子どもに対して周囲の理解と配慮について学ぶ場を設ける。
- 子どもに対しては、必要に応じて、学級会での話し合いの事項や総合的な学習の時間の内容として取り上げる。

8 校内研修の実施

特別支援教育は全教職員の共通理解のもと、学校全体として推進していくことが必要です。そのため、各園、学校の実状に応じて、研究部とも連携を図りながら、校内研修を計画的、段階的に実施することが大切です。

各園、学校で取り組まれている校内研修会の例

【年度初めの校内研修会】

- 1 校内学びの支援委員会、特別支援教育コーディネーターの役割について
- 2 支援対象の子どもについての共通理解
 - ・引継事項の確認（特徴的なことや効果的な手だてなど）
- 3 今年度の予定
 - ・実態把握の確認
 - ・研修会（講演会）の開催についてなど

校内学びの支援研修会全体会として開催されている場合もあります。

グループで、一つの事例を検討することによって、複数の意見が得られ、新たな支援の方策や他の事例にも対応しやすくなります。

クラスの中の全ての子どもにとって分かりやすい工夫をしようと、校内研修で取り組まれている場合があります。この理念はインクルーシブ教育の理念につながります。

【事例検討会】

具体的な事例に基づく検討会

- ・グループになって、事例への対応を検討する。

事例1 離席が多い1年生男子

事例2 友達への乱暴な行動が増えている5年生男子

【学習会】

「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた授業の検討

- ・学習環境作り（基本的なルールの確認、教室環境の整備）
- ・全体指導の工夫～「焦点化」「視覚化」「共有化」
- ・個のつまずきに対する工夫
～①全体の授業の中で ②個別の支援 ③補充指導での支援

特別な教育的支援に関する各分野の専門家による講演などによって、教職員の理解を高め、具体的な支援を検討する際の手だてに生かしている園・学校が多くあります。
※その際には、学校として依頼したい内容を明確にして、事前に講演内容を打合せて実施することが大切です。

講師（例）

教育委員会、大学など教育機関の専門家
医療機関、セラピスト、特別支援学校教諭など

【講演会】

〈講演会のテーマの例〉

- 特別な教育的支援を必要とする子どもの理解と対応
- 心理検査（WISCなど）の活用について
- 関係機関との連携について
- 合理的配慮の理解と対応
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成など